

京都市ホームページ作成ガイドライン

総合企画局市長公室広報担当

平成29年12月

目次

| | | |
|-----|-----------------------------|----|
| 1 | J I S規格とは..... | 1 |
| (1) | J I S規格の概要..... | 1 |
| (2) | 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」..... | 1 |
| (3) | 本市のJ I S規格への対応..... | 3 |
| 2 | 基本事項..... | 3 |
| (1) | 適用範囲..... | 3 |
| (2) | 目標（ウェブアクセシビリティ方針）..... | 3 |
| (3) | 取扱範囲・記載方法等..... | 3 |
| ア | CMS関連..... | 3 |
| イ | 関連操作..... | 3 |
| ウ | J I S関連..... | 4 |
| エ | J I S規格の箇条..... | 4 |
| オ | 運用上のポイント..... | 4 |
| カ | 留意事項..... | 4 |
| (4) | 依拠する規格など..... | 4 |
| (5) | 基本的な要件..... | 5 |
| ア | 技術仕様..... | 5 |
| イ | 対応ブラウザ..... | 5 |
| ウ | 音声読み上げソフト..... | 5 |
| (6) | 個人情報の保護..... | 5 |
| (7) | 著作権の取扱い..... | 6 |
| (8) | セキュリティについて..... | 6 |
| ア | ユーザID及びパスワードの管理の徹底について..... | 6 |
| イ | 不正アクセス等への対応について..... | 6 |
| (9) | リンクについて..... | 6 |
| ア | 京都市のホームページ以外へのリンク..... | 6 |
| イ | 京都市のホームページへのリンク..... | 7 |
| 3 | 1知覚可能な原則..... | 8 |
| (1) | 1.1代替テキストのガイドライン..... | 8 |
| ア | 1.1.1非テキストコンテンツの達成基準..... | 8 |
| (ア) | 画像..... | 8 |
| (イ) | リンク画像..... | 9 |
| (ウ) | CSSの画像..... | 10 |
| (エ) | イメージマップ（クリックブルマップ）..... | 10 |

| | |
|--|----|
| (オ) フォーム | 10 |
| (2) 1.2 時間依存メディアのガイドライン | 13 |
| ア 1.2.1 音声だけ及び映像だけ (収録済み) の達成基準 | 13 |
| (ア) 収録済の音声しか含まない場合 | 13 |
| (イ) 収録済の映像しか含まない場合 | 13 |
| イ 1.2.2 キャプション (収録済み) の達成基準 | 15 |
| ウ 1.2.3 音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ (収録済み) の達成基準 | 16 |
| (3) 1.3 適応可能のガイドライン | 19 |
| ア 1.3.1 情報及び関係性の達成基準 | 19 |
| (ア) 原則 | 19 |
| (イ) 見出し | 19 |
| (ウ) ページ内の箇条書き | 21 |
| (エ) 表 | 22 |
| (オ) フォーム | 25 |
| (カ) 情報の強調を表現する場合 | 26 |
| イ 1.3.2 意味のある順序の達成基準 | 27 |
| ウ 1.3.3 感覚的な特徴の達成基準 | 29 |
| (4) 1.4 判別可能のガイドライン | 32 |
| ア 1.4.1 色の使用の達成基準 | 32 |
| イ 1.4.2 音声の制御の達成基準 | 34 |
| ウ 1.4.3 コントラスト (最低限レベル) の達成基準 | 35 |
| エ 1.4.4 テキストのサイズ変更の達成基準 | 37 |
| オ 1.4.5 文字画像の達成基準 | 39 |
| 4 2 操作可能の原則 | 40 |
| (1) 2.1 キーボード操作可能のガイドライン | 40 |
| ア 2.1.1 キーボードの達成基準 | 40 |
| イ 2.1.2 キーボードトラップなしの達成基準 | 41 |
| ウ 2.1.3 キーボード (例外なし) の達成基準 | 43 |
| (2) 2.2 十分な時間のガイドライン | 44 |
| ア 2.2.1 タイミング調整可能の達成基準 | 44 |
| イ 2.2.2 一時停止, 停止及び非表示の達成基準 | 45 |
| (ア) 動きのある, 点滅する, 又はスクロールするテキストや画像 | 45 |
| (イ) 自動更新するテキスト及び画像 | 45 |
| ウ 2.2.3 タイミング非依存の達成基準 | 47 |
| エ 2.2.4 割込みの達成基準 | 48 |
| オ 2.2.5 再認証の達成基準 | 49 |

| | | |
|-----|--|----|
| (3) | 2.3 発作の防止のガイドライン | 50 |
| ア | 2.3.1 3回のせん（閃）光，又はしきい（閾）値以下の達成基準 | 50 |
| (4) | 2.4 ナビゲーション可能のガイドライン | 52 |
| ア | 2.4.1 ブロックスキップの達成基準 | 52 |
| イ | 2.4.2 ページタイトルの達成基準 | 53 |
| ウ | 2.4.3 フォーカス順序の達成基準 | 55 |
| エ | 2.4.4 リンクの目的（コンテキスト内）の達成基準 | 56 |
| オ | 2.4.5 複数の手段の達成基準 | 57 |
| カ | 2.4.6 見出し及びラベルの達成基準 | 58 |
| キ | 2.4.7 フォーカスの可視化の達成基準 | 60 |
| ク | 2.4.8 現在位置の達成基準 | 61 |
| 5 | 3 理解可能の原則 | 62 |
| (1) | 3.1 読みやすさのガイドライン | 62 |
| ア | 3.1.1 ページの言語の達成基準 | 62 |
| イ | 3.1.2 一部分の言語の達成基準 | 63 |
| (2) | 3.2 予測可能のガイドライン | 64 |
| ア | 3.2.1 フォーカス時の達成基準 | 64 |
| イ | 3.2.2 入力時の達成基準 | 65 |
| ウ | 3.2.3 一貫したナビゲーションの達成基準 | 66 |
| エ | 3.2.4 一貫した識別性の達成基準 | 68 |
| オ | 3.2.5 要求による変化の達成基準 | 69 |
| (3) | 3.3 入力支援のガイドライン | 70 |
| ア | 3.3.1 エラーの特定の達成基準 | 70 |
| イ | 3.3.2 ラベル又は説明の達成基準 | 72 |
| (ア) | フォームのラベル | 72 |
| (イ) | フォームの入力方法の説明 | 74 |
| ウ | 3.3.3 エラー修正の提案の達成基準 | 76 |
| エ | 3.3.4 エラー回避（法的，金融及びデータ）の達成基準 | 77 |
| オ | 3.3.5 ヘルプの達成基準 | 78 |
| カ | 3.3.6 エラー回避（全て）の達成基準 | 79 |
| 6 | 4 堅ろう（牢）（Robust）の原則 | 81 |
| (1) | 4.1 互換性のガイドライン | 81 |
| ア | 4.1.1 構文解析の達成基準 | 81 |
| イ | 4.1.2 名前（name），役割（role）及び値（value）の達成基準 | 82 |
| | 「京都市情報館」におけるホームページの考え方 | 83 |
| | 「京都市情報館」における個人情報の取扱いについての考え方 | 84 |

| | |
|------------------------------------|----|
| (プライバシーポリシー) | 84 |
| 「京都市情報館」における著作権・リンク等についての考え方 | 85 |
| 用語解説 | 86 |

本ガイドラインは、京都市の公式ホームページ「京都市情報館」（以下、「京都市情報館」という。）に掲載するホームページを「ホームページ作成支援システム」（以下、「CMS」という。）を利用して作成するに当たっての注意事項等を定めている。

とりわけ高齢者や障害者を含めた誰もが支障なくホームページを利用できるよう、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページを作成する必要があるため、本市では「JIS X 8341-3:2016『高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス—第3部：ウェブコンテンツ』」（以下「JIS規格」という。）に定める「レベルAA」以上（「レベルAAA」に一部準拠）に準拠することを目標としていることから、本ガイドラインでは、ホームページ作成に当たり遵守しなければならない内容等をJIS規格の箇条に沿って記載している（具体的には、後述の3～6の各項目）。

なお、本市が発信するホームページを作成する場合は、すべての職員が特別な知識や技術を必要とせず、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページが作成できることから、CMSを利用することを原則とするが、事業の特性や掲載するコンテンツの特殊性等のやむを得ない事情から、CMSを利用せずに個別の部署において、独自にホームページ等を管理運営している場合は、本ガイドライン及び総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」に基づき、各所属の責任のもと、ウェブアクセシビリティ確保・維持・向上の取組を実践しなければならない。

1 JIS規格とは

(1) JIS規格の概要

JIS規格は、情報アクセシビリティの日本工業規格（JIS）である「高齢者・障害者等配慮設計指針—情報通信における機器、ソフトウェア及びサービス」の個別規格として、2004年に初めて公示されたもので、ホームページ等を高齢者や障害者を含む誰もが利用できるものとするための基準が定められています。その後、2度の改正を経て、現在はJIS X 8341-3:2016として公示されている。（2016年3月22日改正）

JIS規格では、箇条1から4に規定するウェブコンテンツに関する要件への適合の程度を、ウェブコンテンツのアクセシビリティ達成レベルとしており、達成レベルには「レベルA」「レベルAA」「レベルAAA」がある。各レベルに適合する場合に満たすべき達成基準として、「レベルA」は25項目、「レベルAA」は15項目、「レベルAAA」は23項目が示されている。

(2) 総務省「みんなの公共サイト運用ガイドライン」

「みんなの公共サイト運用ガイドライン」は、国及び地方公共団体等公的機関の「ウ

ウェブアクセシビリティ」対応を支援するために総務省が作成したガイドラインで、公的機関でウェブアクセシビリティへの対応が求められる背景や、JIS X 8341-3:2016 に基づき実施すべき取組項目と手順、重視すべき考え方等が解説されている。

国及び地方公共団体等の公的機関は、「みんなの公共サイト運用ガイドライン」を参考に、各団体の事情を踏まえて期限と達成レベルを検討し、できるだけ速やかに J I S規格に対応することを求められている。

<公的機関に求める取組と期限の目安>

～みんなの公共サイト運用ガイドライン（抜粋）～

1 ウェブアクセシビリティの確保

2016年4月に障害者差別解消法が施行されたこと、障害者基本計画（第3次）の対象期間が2017年度末までとなっていること等を踏まえ、速やかに対応してください。

(1) 既に提供しているホームページ等

●JIS X 8341-3:2016 の適合レベルAAに準拠している(*1)ホームページ等

ウェブアクセシビリティ対応の取組を継続し、更に取組を推進（適合レベル、対象範囲、取組内容の拡大等）する。

*1:JIS X 8341-3:2010 の達成レベルAAに準拠している場合も同じ

●適合レベルAAに準拠していないホームページ等

速やかに、ウェブアクセシビリティ方針を策定・公開し、遅くとも2017年度末までに適合レベルAAに準拠（試験の実施と公開）する。

(2) 新規に構築するホームページ等

構築前に「ウェブアクセシビリティ方針」を策定

構築時に適合レベルAAに準拠（試験の実施と公開）

2 取組内容の確認と公開

1年に1回、「ウェブアクセシビリティ取組確認・評価表」(*2)に基づき各団体のホームページ等について取組内容を確認・評価し、年度末までにその結果を公開する。

*2:みんなの公共サイト運用ガイドラインに基づいたウェブアクセシビリティの確保・維持・向上の取組について、毎年継続的に確認し評価するために、運用ガイドライン（2016年版）において作成したもの。

なお、「みんなの公共サイト運用モデル」の詳細については、総務省の以下のURLから参照できる。

【「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」】

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/b_free/guideline.html

(3) 本市のJIS規格への対応

本市では、上記の「みんなの公共サイト運用ガイドライン（2016年版）」に基づき、平成29年12月に実施する公式ホームページ「京都市情報館」のリニューアルと併せて、JIS規格のレベルAA以上に準拠することを目標としている。ただし、レベルAA以上への準拠は、リニューアル時点で準拠しているとしても、その後で作成されるコンテンツへの対応等、継続的な取組を行っていかねば、レベルAA以上に準拠していることにならない。そのため、本ガイドラインに示す内容は、JIS規格のレベルAA以上に準拠するために必要となる指針を記載しており、本市が発信するホームページを作成する場合は、継続的に本ガイドラインに記載された内容を踏まえて、ホームページを作成する必要がある。

2 基本事項

(1) 適用範囲

本ガイドラインに定める指針は、CMSを用いて作成するすべてのホームページに適用する。

以下のドメイン配下で公開されるページがこれに該当する。

- www.city.kyoto.lg.jp
- sc.city.kyoto.lg.jp

(2) 目標（ウェブアクセシビリティ方針）

上記「適用範囲」のホームページを対象として、JIS規格に定める「レベルAA」以上に準拠すること（レベルAAA一部準拠）を目標とする。

ただし、コンテンツページ（詳細な情報を提供する各ページ）中でインライン表示する地図情報は例外とする。

(3) 取扱範囲・記載方法等

ア CMS関連

本ガイドラインは、コンテンツページの製作者・承認者を対象として、CMSが提供する機能を用いてページ作成する場合を前提として記述している。

この前提に基づいて、各項目では「CMS関連」として、コンテンツページ作成時におけるCMSによる技術支援等について補足説明を行っている。

イ 関連操作

CMSの操作マニュアルに関連する操作方法が記載されている事項については、「関連操作」として記載する。

ウ J I S 関連

関連する J I S 項目がある場合は、「J I S 関連」として記載する。

エ J I S 規格の箇条

本ガイドラインは、J I S 規格の箇条に沿った内容にて記載している。具体的には、J I S 規格の箇条 1 から 4 に記載されている内容と対比しており、後述の 3 ～ 6 において、「1. . .」から始まる番号を記載している項目については、J I S 規格の箇条番号を記載している。

オ 運用上のポイント

実際の運用上におけるポイントを「運用上のポイント」として記載する。

カ 留意事項

- (ア) システム管理者等上位権限者の CMS 利用については言及していない。
- (イ) コンテンツページ作成時には、システム管理者等一部の権限者のみ、「XHTML ブロック」に自由に HTML ソースを登録してこれを管理することができるが、この場合は CMS の技術支援の対象外となる。この機能については必要な知識を持った者のみが利用することとし、利用に当たってはウェブアクセシビリティ方針への適合を適切に対応すること。

【関連操作】

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > XHTML ブロック

(4) 依拠する規格など

本ガイドラインは J I S 規格、及び情報通信アクセス協議会ウェブアクセシビリティ基盤委員会が翻訳して公開している「WCAG2.0 解説書」「WCAG2.0 実装方法集」(その原典である「Understanding WCAG 2.0 (Editors' Draft)」「Techniques for WCAG 2.0 (Working Group Note)」を含む。)に基づいて解説を行っている。

- WCAG2.0 解説書
<http://waic.jp/docs/UNDERSTANDING-WCAG20/Overview.html>
- Understanding WCAG 2.0 (Editors' Draft)
<http://www.w3.org/WAI/GL/UNDERSTANDING-WCAG20/>

- WCAG2.0 実装方法集
<http://waic.jp/docs/WCAG-TECHS/Overview.html>
- Techniques for WCAG 2.0 (Working Group Note)
<http://www.w3.org/TR/WCAG20-TECHS/>

(5) 基本的な要件

ア 技術仕様

- HTML : XHTML 1.0 Transitional
 - CSS : CSS3
 - Java Script : Java Script1.7
- ☆ ただし、利用目的を、ユーザビリティの向上等に限定し、Java Script が無効な環境において、ページの利用に支障を来さないようにする。

イ 対応ブラウザ

以下にあげるブラウザにおいて概ね同じ表示がなされ、表示の崩れ等により一部の情報が見えない等、ページの利用に支障を来さないようにする。

- Internet Explorer 11 から Edge までの各バージョン
- Firefox57
- Google Chrome62
- Mac OS の Safari11

なお、上記は平成29年12月時点での最新版もしくは利用者のシェアが高いブラウザのバージョンを記載している。対応ブラウザに関しては利用者の動向に応じて、今後も見直しを図る。

ウ 音声読み上げソフト

PC-Talker など標準的な音声読み上げソフト（スクリーンリーダー）を用いて、正しい順序で読み上げられるようにする。

(6) 個人情報の保護

ホームページで取り扱う個人情報については、プライバシーを尊重する観点から、個人情報保護条例の趣旨を尊重し、「京都市情報館における個人情報の取扱いについての考え方（プライバシーポリシー）」（P. 82参照）に基づき、慎重に取り扱わなければならない。

また、ホームページ上で、市民等の利用者からの問い合わせの受け付けや意見募集等を行うに当たり、個人情報を収集する場合は、通信の暗号化（SSL 暗号化通信）等の必要な措置を講じる。

(7) 著作権の取扱い

ホームページで写真、画像、音楽等の素材を利用するときや文章の引用を行う場合には、著作権、意匠権、肖像権等について、十分に配慮しなければならない。

第三者が著作権、意匠権、肖像権等の権利を有する部分や、個人情報に該当する部分については、権利者から文書で、コンテンツの公開について承諾を得たうえで、権利者に関する表示等を文中に明示しなければならない。ただし、広く一般に公開されているもの、法律で公にされているもの、無許可での利用を権利者があらかじめ認めているものに関してはこの限りでない。

ホームページに掲載する内容の著作権については、「京都市情報館における著作権・リンク等についての考え方」(P. 83参照)に基づき、本市の権利の保護に努めることとする。

(8) セキュリティについて

ア ユーザID及びパスワードの管理の徹底について

ホームページの公開・更新時に必要となるCMSのユーザID及びパスワードについては、各所属の所属長で管理を徹底する。

特に、パスワードについては、定期的に変更するとともに、人事異動の際は必ず変更する。

また、システムにログイン後、離席する場合は、第三者による不正な利用を防ぐため、ログアウト又はコンピューターのロックを行う。

イ 不正アクセス等への対応について

意図せずホームページの内容が書き換えられたり、ホームページが閲覧できない場合は、不正なアクセスによる改ざんの可能性があるため、直ちに総合企画局情報化推進室情報政策担当に連絡する。

(9) リンクについて

ア 京都市のホームページ以外へのリンク

京都市のホームページ以外へのリンクは、原則として、次に掲げるものが管理するホームページに限る。

(ア) 京都市の外郭団体

(イ) 国の機関

(ウ) 地方公共団体

(エ) 京都市の姉妹都市及びパートナーシティ

(オ) 独立行政法人、特殊法人、公益法人その他公共的団体

これらのページ以外にリンクする場合は、リンク先を指定するに当たっての公平性、情報の有益性・信頼性、市の情報に対しての補足性などを十分考慮したうえで、各所属の判断で掲載することとする。

イ 京都市のホームページへのリンク

京都市のホームページへのリンクは原則自由とする。ただし、リンク希望元のホームページの内容やリンクの方法などが、次に該当する場合は、リンクを認めない。

- (ア) 公序良俗に反するもの
- (イ) 第三者に損害を与えるもの
- (ウ) 本市に損害を与え、又は本市の信用を失墜させるもの

3 1 知覚可能の原則

(1) 1.1 代替テキストのガイドライン

ア 1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、非テキストコンテンツにより伝達される情報を、代替テキストを用いることによってその内容を理解できるようにすることである。画像など非テキストコンテンツを、例えば視覚障害者は視覚的に認識できない。しかし画像に対する代替テキストを提供すれば、音声読み上げソフトなどを用いることで、その画像が伝える内容を理解することができる。非テキストコンテンツには様々な形態があるが、コンテンツ製作者が配慮しなければならない場合は大別して、(1) 画像を提供するとき、(2) フォームの作成するとき、の2つの場合と考えてよい。

(ア) 画像

- a すべての画像には必ず alt 属性を指定する。

CMS 関連

画像登録時には、alt 属性は自動的に挿入されるため、コンテンツ作成時に操作は不要。ただし、alt 属性としてどのようなテキストを提供すべきかについては、以下の記述を参照。

- b コンテンツを理解するうえで必要な情報を持った画像は、その情報の内容を alt 属性として指定する。

CMS 関連

コンテンツ内で意味のある画像は、すべて alt 属性を入力すること。



左図のような画像を提供する場合の alt 属性

・ alt 属性が不適切な例

↓

写真

・ alt 属性が適切な例

↓

○○ビーチの写真

- c 複雑な説明が必要な画像は、その画像の簡潔な名称や説明のみを alt 属性として指定したうえで、画像の完全な説明は本文のテキストとして別に提供する。グラフやフロー図などが「複雑な説明が必要な画像」に相当する。
- d コンテンツを理解するうえで必要な情報を持たない画像は、alt 属性として何も指定しない。イメージ画像、装飾画像など、コンテンツと直接的な関連性が無い、あるいはコンテンツを補足する役割を担っていない画像が「コンテンツを理解するうえで必要な情報を持たない画像」に相当する。

CMS 関連

alt 属性を「何も指定しない」ためには、alt 属性欄を空欄（情報を登録しない。）にし、「alt 属性をあえてつけない」にチェックすること。



左図のように、コンテンツを理解するうえで必要が無い画像、装飾画像に対しては、alt 属性に何も指定しない。

(イ) リンク画像

- a リンク画像の alt 属性には、リンク先の内容が予測できる情報を指定する。リンク画像の alt 属性は、リンク先ページのタイトル(title 要素)と一致させる、又は近似した内容を指定することで、リンク先の内容が予測できるようになる（この場合、リンク先ページのタイトルが、適切な内容であることが大前提である。）。

JIS 規格関連

関連基準として「2.4.4 リンクの目的（コンテキスト内）の達成基準」も参照。

(ウ) CSS の画像

- a CSS を用いて画像を表示する場合、その画像は、コンテンツを理解するうえで必要な情報を伝えていないこと。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。CSS を用いて画像を登録することはできないため。なお、テンプレートでは、コンテンツを理解するうえで必要な情報をもった画像は CSS を用いて表示していない。

(エ) イメージマップ (クリッカブルマップ)

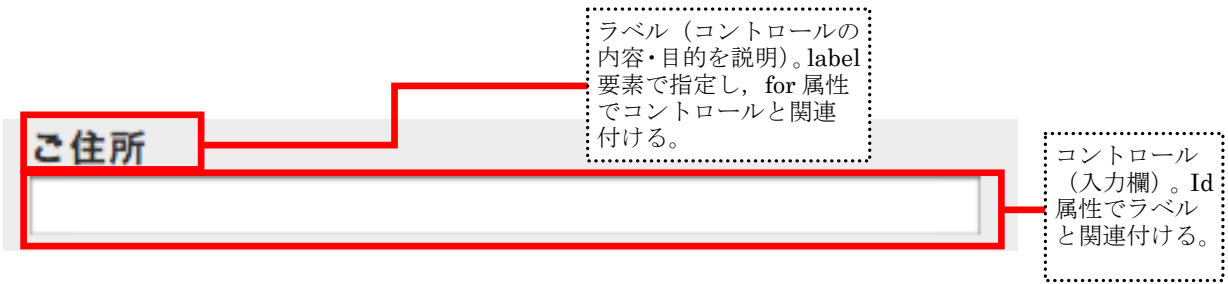
- a area 要素を使ってイメージマップを提供する場合は、イメージマップ画像 (img 要素) に alt 属性を指定するとともに、各 area 要素に対してリンク先ページの内容を想像できる言葉を指定する。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。イメージマップを登録することはできないため。

(オ) フォーム

- a ラベル (入力欄や選択欄の名称) は label 要素で指定したうえで、label 要素の for 属性を用いて、対応するコントロール (テキストボックス等の入力欄や、ラジオボタン等の選択欄) の input 要素等の id 属性との関連付けを行う。



JIS 規格関連

類似の要件を含む基準として「1. 3. 1 情報及び関係性の達成基準」と「3. 3. 2 ラベル又は説明の達成基準」がある。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- b コントロールの目的を表すラベルを提供する。

CMS 関連

フォームを作成する際、設問に対してそれぞれ適切な名前（ラベル）を付ける必要がある。

【目的を表しているラベル】



【目的がはっきりしないラベル】



- c コントロールがチェックボックス又はラジオボタンの場合 (Input 要素の type 属性が checkbox 又は radio の場合), label 要素は input 要素の後に配置する。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- d キーワード検索の入力ボックスのように、視覚的に目的が明確で、ラベルを表示することにより、冗長になる、又はかえってわかりにくくなることが想定される場合は、label 要素を用いず、入力ボックス (input 要素の) title 属性を用いてコントロールの目的を説明する。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

関連操作

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 画像ブロック
- ◆ マルチフォームマニュアル > マルチフォームの製作/承認 > マルチフォームの作成 > 基本情報の登録
- ◆ マルチフォームマニュアル > マルチフォームの製作/承認 > マルチフォームの作成 > 設問項目の作成 > 設問の追加

運用上のポイント

- ◆ 掲載できる画像の最大サイズはCMSの画面上部に常に表示されている「アクセシビリティガイドライン確認」から確認することができます。
- ◆ 画像ブロックに掲載することのできる画像ファイルの形式はjpg(jpeg), png, gifです。掲載したい画像ファイルがbmp形式の場合、画像ソフトでそのファイルを掲載できる形式で保存しなおしてください。

(2) 1.2 時間依存メディアのガイドライン

ア 1.2.1 音声だけ及び映像だけ（収録済み）の達成基準

- ◆ 達成レベル：A
- ◆ 非適用基準：
当基準の対象となるページは提供しないこととするため、基準を適用しないが適合することとなる。
- ◆ 基準の意図を理解する：
この基準の意図は、音声しか含まないコンテンツ及び動画しか含まないコンテンツの伝える情報を、障害者を含むすべての利用者が入手できるようにすることである。

(ア) 収録済の音声しか含まない場合

- a 代替情報として、音声で提供されている情報と等価の情報をテキストで提供する。具体的には次の方法がある。
 - 同一ページに本文としてテキストを提供するか、別ページでテキストを提供してリンクする。
 - 同一ページに添付ファイルでテキストを提供する。

- b ただし、その音声コンテンツが、テキスト（及び画像の alt 属性）で提供される情報の代替情報（又は、わかりやすさを補足する目的で提供されている情報）であり、代替情報であることが明確に説明されている場合には、キャプション（コンテンツを理解するうえで必要な、発話以外を含めた音声情報を伝える字幕スーパー等の視覚的な情報）を提供する必要はない。

(イ) 収録済の映像しか含まない場合

- a 代替情報として、動画で提供されている情報と等価の情報をテキストで提供する。具体的には次の方法がある。
 - 同一ページに本文としてテキストを提供するか、別ページでテキストを提供してリンクする。
 - 同一ページに添付ファイルでテキストを提供する。

- b ただし、その動画コンテンツが、テキスト（及び画像の **alt** 属性）で提供される情報の代替情報（又は、わかりやすさを補足する目的で提供されている情報）であり、代替情報であることが明確に説明されている場合には、キャプションを提供する必要はない。

関連操作

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 添付ファイルブロック > 添付ファイルブロックの編集

運用上のポイント

- ◆ 音声・動画ファイル（wmv 等）は、CMSでは掲載することができません。音声・動画ファイルの掲載が必要となる場合は、各所属で別途サーバを確保する等、必要な対応を行ってください。

イ 1.2.2 キャプション（収録済み）の達成基準

- ◆ 達成レベル：A
- ◆ 非適用基準：
当基準の対象となるページは提供しないこととするため、基準を適用しないが適合することとなる。
- ◆ 基準の意図を理解する：
この基準の意図は、聴覚障害を持つ利用者が、音声を含む動画が伝える情報を理解できるようにすることである。

- a 代替情報として、動画内で音声で提供されている情報に対するキャプション（コンテンツを理解するうえで必要な、発話以外を含めた音声情報を伝える字幕スーパー等の視覚的な情報）を提供する。
- b ただし、その動画が、テキスト（及び画像の alt 属性）で提供される情報の代替情報（又は、わかりやすさを補足する目的で提供されている情報）であり、代替情報であることが明確に説明されている場合には、キャプションを提供する必要はない。

関連操作

- ◆ [ブロック入力用マニュアル](#) > [ブロック編集メニュー](#) > [新規作成](#) > [添付ファイルブロック](#) > [添付ファイルブロックの編集](#)

運用上のポイント

- ◆ 音声・動画ファイル（wmv 等）は、CMSでは掲載することができません。音声・動画ファイルの掲載が必要となる場合は、各所属で別途サーバを確保する等、必要な対応を行ってください。

ウ 1.2.3 音声解説又はメディアに対する代替コンテンツ（収録済み）の達成基準

- ◆ 達成レベル：A
- ◆ 非適用基準：

当基準の対象となるページは提供しないこととするため、基準を適用しないが適合することとなる。
- ◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、視覚障害のある利用者が、動画の視覚的な情報を入力できるようにすることである。

- a 代替情報として、動画で提供されている情報と等価の情報を、以下のいずれかの方法で提供する。
- テキストの代替情報を提供する。
 - 同一ページに本文としてテキストを提供するか、別ページでテキストを提供してリンクする。
 - 同一ページに添付ファイルでテキストを提供する。
 - 動画で音声ガイドを提供する。
 - 音声ガイドは、発話の合間に存在する無音部分を使って提供する。このとき音声ガイドでは、動き、登場人物、シーンの変化、画面上の文字に関する情報のうち、コンテンツを理解するうえで必要で、かつ主音声では説明されていない、又は話されていない情報を提供する。
 - ただし、その動画が、テキスト（及び画像の alt 属性）で提供される情報の代替情報（又は、わかりやすさを補足する目的で提供されている情報）であり、代替情報であることが明確に説明されている場合には、代替テキストや音声ガイドを提供する必要はない。

関連操作

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 添付ファイルブロック > 添付ファイルブロックの編集

運用上のポイント

- ◆ 音声・動画ファイル（wmv 等）は、CMSでは掲載することができません。音声・動画ファイルの掲載が必要となる場合は、各所属で別途サーバを確保する等、必要な対応を行ってください。

*（備考）

「1.2 時間依存メディアのガイドライン」配下には、当基準以降、以下の6つの基準があるが、当ガイドラインでは詳細を割愛する。これら6つの基準は、1.2.1～1.2.3 同様、対象となるページは提供しないこととするため、基準を適用しないが適合することとなる。

- 1.2.4 キャプション（ライブ）の達成基準（達成レベルAA）
- 1.2.5 音声解説（収録済み）の達成基準（達成レベルAA）
- 1.2.6 取手話（収録済み）の達成基準（達成レベルAAA）
- 1.2.7 拡張音声解説（収録済み）の達成基準（達成レベルAAA）
- 1.2.8 メディアに対する代替コンテンツ（収録済み）の達成基準（達成レベルAAA）
- 1.2.9 音声だけ（ライブ）の達成基準（達成レベルAAA）

(3) 1.3 適応可能なガイドライン

ア 1.3.1 情報及び関係性の達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、視覚的な体裁によって伝えられている情報及び関係性を、その表現形式が変わったときにも保つようにすることである。例えば視覚障害者にとって、大きさ・色・配置など視覚的に伝えられる情報及び関係性は無効になる。この時、例えば見出しは、単に視覚的に見出しらしい体裁（大きく、太く）であるだけでなく、見出しの意味を持った HTML の要素を用いて指定することで、音声読み上げソフトによって読み上げたときに、視覚障害者はそれが「見出し」であることを認識することができるようになる。

(ア) 原則

- a 配置、色、大きさなど視覚的な表現は CSS を用いて指定する。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

(イ) 見出し

- a 見出しは、単に視覚的に「見出しらしく」するのではなく、見出しとなるテキスト及び画像に見出し要素（h1～h6）を指定する。

CMS 関連

コンテンツ作成時には、見出し大=h2、見出し中=h3、見出し小=h4、で自動的に指定される（h1 は、コンテンツのタイトルとして自動的に指定される。）。

CMSで「見出し」として登録すると、見出し要素が自動的に指定され、見た目も見出しらしくなる

h1 (ページタイトルを入れると自動的に指定される。)

The screenshot shows a page layout with several elements and their corresponding heading levels:

- 各地区のイベント情報** (All regions event information) is assigned as **h1**.
- 本年のイベント一覧** (This year's event list) is assigned as **h2**.
- 1月** (January) is assigned as **h3**.
- 〇〇地区** (〇〇 region) is assigned as **h4**.
- 〇〇地区** (〇〇 region) is assigned as **h4**.
- 2月** (February) is assigned as **h3**.
- 〇〇地区** (〇〇 region) is assigned as **h4**.

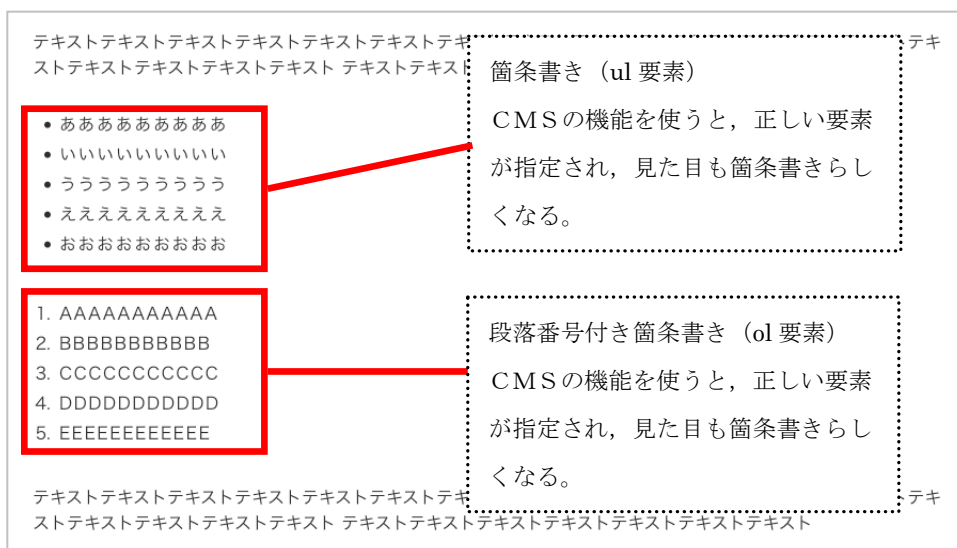
The page content includes placeholder text such as "イベント" (Event) repeated multiple times, and a date "[2013年1月24日]" (January 24, 2013).

(ウ) ページ内の箇条書き

- a 箇条書きは、単に視覚的に「箇条書きらしく」するのではなく、箇条書きとするテキストに箇条書きの要素 (ul, ol, dl) を指定する。行頭に「・」や「1.」「2.」とテキストで入力せずに、必ずCMSの機能を使用して箇条書きを指定する。

CMS 関連

コンテンツ作成時には、本文ブロック内で操作を行う。箇条書きにしたい段落を選びそれぞれ「箇条書き」ボタン (ul) か「段落番号」ボタン (ol) を選択することで指定できる。dl 要素は指定できない。



(エ) 表

- a 表を作成する場合は、セルの結合は行わない。提供しようとしている表のセルが結合されている場合には、以下の手法を参考にセルの結合が無い表を作成する。

CMS 関連

セルの結合及び結合の解除はCMSでは行えない。よって、以下に説明する作業は Excel を用いて行い、これを適宜CMSに登録する。

- 見出しセルが結合されている場合には、以下の手法を参考に表を作り直す。
 - 対応するデータセルを適宜まとめて見出しセルの結合をなくす。
 - まとまりごとに表を分割し、各表のタイトル (caption 要素) には見出しセルの内容を流用して記述する。

表のタイトル

| | 見出しA | |
|------|------|-----|
| 見出し1 | データ | データ |
| 見出し2 | データ | データ |
| 見出し3 | データ | データ |

見出しセルが結合している表



表のタイトル

| | 見出しA-1 | 見出しA-2 |
|------|--------|--------|
| 見出し1 | データ | データ |
| 見出し2 | データ | データ |
| 見出し3 | データ | データ |

対応するデータセルを2つにまとめて見出しセルの結合を解除する。



表のタイトルA-1

| | |
|------|-----|
| 見出し1 | データ |
| 見出し2 | データ |
| 見出し3 | データ |

表のタイトルA-2


| | |
|------|-----|
| 見出し1 | データ |
| 見出し2 | データ |
| 見出し3 | データ |

データセルのまとまりごとに表を分割して、各表のタイトルには見出しセルのタイトルを流用して記述する。

- データセルが結合されている場合には、セルの結合を解除し、各セルには同じ内容を記述する。

| 表のタイトル | | |
|--------|------|------|
| | 見出しA | 見出しB |
| 見出し1 | 123 | xyz |
| 見出し2 | 456 | |
| 見出し3 | 789 | |

データセルが結合されている。



| 表のタイトル | | |
|--------|------|------|
| | 見出しA | 見出しB |
| 見出し1 | 123 | xyz |
| 見出し2 | 456 | xyz |
| 見出し3 | 789 | xyz |

データセルの結合を解除して同じ内容を入れる。

- b `caption` 要素で表のタイトルを指定する。

CMS 関連

表ブロックで「表タイトル」を登録すると、自動的に `caption` 要素として指定される。

表の直前に見出しがあり、見出しの内容が表のタイトルに相当する場合、可能であれば、見出しを削除する。見出しを削除できない場合、見出しと表のタイトルの内容が重複しないように適宜内容を変更する。

- c 構成が複雑な表や、行列が多い表は、`summary` 属性で表の構成や読み上げ順序を説明する。

CMS 関連

表ブロックで「表のサマリー（概要）」を登録すると、自動的に `summary` 属性として指定される。

`summary` 属性では、表にどのようにデータがまとめられているかという概略や、表をどのように読み進めるかの説明を提供する。

`summary` 属性は、`caption` 要素で指定する内容と重複しないようにする。

- d 見出しに相当するセルには **th** 要素を指定する。

CMS 関連

表ブロックで「見出しセル」に指定すると、自動的に **th** 要素として指定される。

- e 2つ以上の行見出し及び（又は）列見出しのある複雑な表は、適宜表を分割する。

CMS 関連

2つ以上の行見出し及び（又は）列見出しのある複雑な表は、**id** 属性と **headers** 属性を用いて、データセルと見出しセルを関連付ける必要がある。しかし、CMSでは、**id** 属性と **headers** 属性の指定ができないため、2つ以上の行見出し及び（又は）列見出しのある複雑な表は作らないようにすること。

- f 見出しが行方向に対する見出しか、列方向に対する見出しかあいまいな場合は、表内の見出しに **scope** 属性を用い、見出しとデータを関連付ける。1行目や1列目に見出しがある単純なテーブルの場合は、**th** 要素が指定してあれば **scope** 属性による指定はなくてもよい。

CMS 関連

表ブロックで「見出し方向」を指定すると、自動的に **scope** 属性として指定される。

| 表1 | | |
|----------|----------|----------|
| 見出しセル1 | 見出しセル2 | 見出しセル3 |
| データセル1-1 | データセル2-1 | データセル3-1 |
| データセル1-2 | データセル2-2 | データセル3-2 |

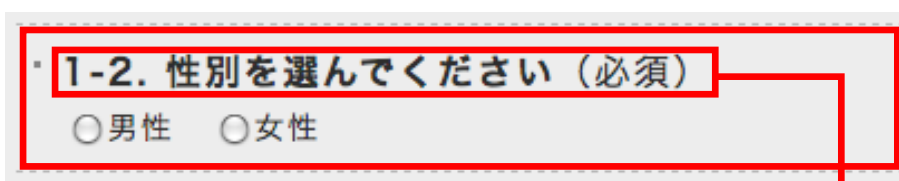
見出しセル
th 要素

表のタイトル
caption 要素

表を作成するときは、必ず、表のタイトルを **caption** 要素で指定し、表中の見出しに相当するセルは **th** 要素を指定する。

(オ) フォーム

- a ラベル（入力欄や選択欄の名称）は label 要素で指定したうえで、label 要素の for 属性を用いて、対応するコントロール（テキストボックス等の入力欄や、ラジオボタン等の選択欄）の input 要素等の id 属性との関連付けを行う。
- b コントロールがチェックボックス又はラジオボタンの場合（Input 要素の type 属性が checkbox 又は radio の場合）、label 要素は input 要素の後に配置する。
- c 複数のコントロール（テキストボックスやラジオボタン等）が、1つのグループとして並列で提供される場合は、fieldset 要素及び legend 要素を用いて、複数のコントロールがひとまとまりのグループであることを示すとともに、そのグループの名称を提供する。



複数のコントロール（この場合はラジオボタン）が1つのグループとして並列する場合は、全体をfieldset要素で括る。

fieldset要素でグループ化されたコントロールを説明する見出しをlegend要素を用いて提供する。

- d キーワード検索の入力ボックスのように、視覚的に目的が明確で、ラベルを表示することにより、冗長になる、又はかえってわかりにくくなることが想定される場合は、label 要素を用いず、入力ボックス（input 要素の）title 属性を用いてコントロールの目的を説明する。

JIS 規格関連

類似の要件を含む基準として「1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準」と「3.3.2 ラベル又は説明の達成基準」がある。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

(カ) 情報の強調を表現する場合

- a スタイルシートを用いて太字にするなど視覚的に強調を表現する。
- b 視覚的に強調を表現することに併せて、**strong** 要素を用いて強調部分を指定する。

CMS 関連

コンテンツ作成時には、本文ブロック内で操作を行う。対象となる文字を選択し、「強調」ボタンを押すことで当該テキストは **strong** 要素が用いられると同時に視覚的に強調される。

7月30日に防災訓練を第一小学校で行います。

9月1日は「**防災の日**」です。

強調 (strong 要素)

CMSの機能を使うと、自動的に要素が指定され、見た目も強調される。

関連操作

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 見出しブロック > 見出しブロック編集
- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 本文ブロック > 文章入力・段落番号
- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 本文ブロック > 文章入力・箇条書き
- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 表ブロック
- ◆ マルチフォームマニュアル > マルチフォームの製作/承認 > マルチフォームの作成 > 設問項目の作成 > 設問の追加
- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > ...

イ 1.3.2 意味のある順序の達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、コンテンツが意味のある順序で視覚的に表現されている場合、音声読み上げソフトで読み上げた場合でも、同じ順序を保つようにすることである。例えば、2段組の文書がある場合、音声読み上げソフトを利用した場合でも、1段目の上から下へ、その後、2段目の上から下へと、視覚的な順序を保って意味的に正しく読み上げられるようにする必要がある（2段目の上から読み上げた場合、意味が伝わらなくなる。）。

- a 画面上の視覚的な順序と、スタイルシートを読み込まない状態での表示順序、又は音声読み上げソフトによる読み上げ順序とは一致している。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- b レイアウトの目的で、単語内にスペースを入れたり、単語内に改行 (br 要素) を入れない。

単語内にスペースがある不正な例

経 済
環 境



けい すみ
わ さかい

全角や半角スペースで文字を区切ってしまふと音声リーダーで正しく読み上げられない。

適切に記述された例

経済
環境



けいざい
かんきょう

改行の使い方に改善が必要な例。単語内で強制改行すると音声リーダーで単語として読み上げられない。

最大12名

定員を超えた応募があった場合は、先着順となります。残念ながら受講できない方には、ご連絡させていただきます。

テキスト

適切に記述された例。単語内で強制改行しない。

最大12名

定員を超えた応募があった場合は、先着順となります。残念ながら受講できない方には、ご連絡させていただきます。

テキスト

関連操作

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 本文ブロック > 本文ブロックの編集

ウ 1.3.3 感覚的な特徴の達成基準

- ◆ 達成レベル：A
- ◆ 基準の意図を理解する：
この基準の意図は、音声読み上げソフト利用時など、形又は大きさを知覚できない、あるいは空間的な位置又は方向に関する情報を利用できない場合でも、コンテンツの理解に支障を来さないようにすることである。

JIS 規格関連

関連基準として「1.4.1 色の使用の達成基準」も参照。

- 情報の内容や対応関係を形のみに依存して伝えない。テキストで内容や対応関係を補足して、形を識別できなくても情報の内容や対応関係が理解できるようにする。○×△などの記号を用いて情報を提供する場合、「○（予約可）」のように情報を補足する。画像の形で情報を伝える、あるいは機能の違いを表す場合は、画像内の文字として情報を補足したうえで、画像の alt 属性でも情報を提供する。又は画像に隣接させてテキストを提供して情報を補足する。

記号だけで意味を表しているため改善が必要な例

| 予約状況 | | | |
|------|-----|-----|-----|
| | 市役所 | 体育館 | 図書館 |
| 1月 | ○ | ○ | × |
| 2月 | × | × | ○ |

○=予約可、×=予約不可を示した表だが、
○や×の形を視認できない。
又は意味がわからない人にとっては、表の
内容が理解できない可能性がある。

記号に補足情報を加えることで正しく記述された例

| 予約状況 | | | |
|------|----------|----------|----------|
| | 市役所 | 体育館 | 図書館 |
| 1月 | ○ (予約可) | ○ (予約可) | × (予約不可) |
| 2月 | × (予約不可) | × (予約不可) | ○ (予約可) |

○と×の持つ意味を
テキストで補足。

- b 情報の内容や対応関係を位置（上下左右など）のみに依存して伝えない。テキストで内容や対応関係を補足して、位置を認識できなくても情報の内容や対応関係が理解できるようにする。「右上の画像は・・・」というように、位置情報を用いて説明を行う場合、「右上の・・・という画像は・・・」と補足する。

「右上の画像」と位置だけで対応関係を表しているため改善が必要な例。

下図【例1】のように、環境によって視覚的な位置が変わるため、位置情報以外の補足が必要。

コメント



右上の画像を右クリックで保存して下さい。

位置以外の情報も入れて「右上の桜の花の画像」と記述があるため対応関係が明確な例。

コメント



右上の桜の花の画像を右クリックで保存して下さい。

【例1】スタイルシートが機能しない環境で閲覧した場合



音声読み上げリーダーも左図のように上から順番に読み上げる。そのため「右上の画像」だけでは何を指しているのかが伝わらない。

関連操作

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 表ブロック
- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 画像ブロック

(4) 1.4 判別可能のガイドライン

ア 1.4.1 色の使用の達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

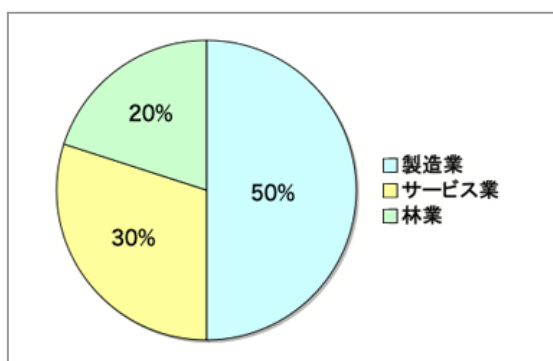
この基準の意図は、色の違いのみによって伝えられる情報に対して、色の違いを識別できない利用者にも情報が伝わるようにすることである。色以外の視覚的な手段を提供することで、色覚に障害のある利用者もその情報を知覚することができるようになる。

CMS 関連

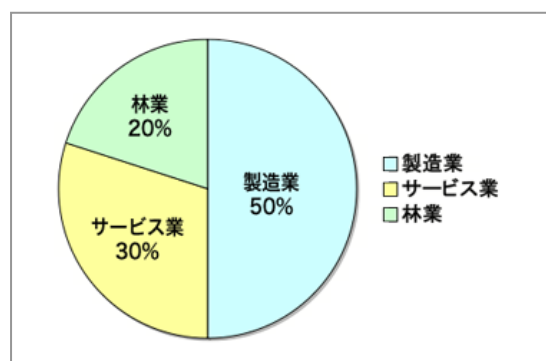
テキストの色を任意に変更することはできないため、コンテンツ制作時には、色を用いて情報を伝える画像を登録する場合に配慮が必要になる（例：グラフなど）。

- a 情報の内容や対応関係を色のみに依存して伝えない。画像内の文字や、テキストによって、内容や対応関係を補足するなど、色を識別できない場合でも、対応関係が理解できるようにする。

色のみに依存した不適切な例



色のみに依存しない適切な例



色の違いだけに依存した情報を提供した場合、色の違いを認識できないとき、内容を理解することが難しくなる。

色を使って情報を提供する場合、文字で情報を併記する必要がある。

関連操作

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 画像ブロック

イ 1.4.2 音声の制御の達成基準

- ◆ 達成レベル：A
- ◆ 非適用基準：
当基準の対象となるページは提供しないこととするため、基準を適用しないが適合することとなる。
- ◆ 基準の意図を理解する：
この基準の意図は、音声読み上げソフトを利用する視覚障害者へ配慮する点にある。音声読み上げソフトを使用している利用者は、同時に他の音声再生されていると、読み上げ音声が聞き取りづらくなる。このため音声の自動再生は提供しないことが最善と考えるが、必要があって音声を自動的に再生する場合にはこれを制御する手段を提供する必要がある。

- a 予告無しに自動的に音声を再生するコンテンツを提供しない。

関連操作

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 添付ファイルブロック

運用上のポイント

- ◆ 音声・動画ファイル（wmv 等）は、CMSでは掲載することができません。音声・動画ファイルの掲載が必要となる場合は、各所属で別途サーバを確保する等、必要な対応を行ってください。

*（備考）

「1.4 判別可能のガイドライン」配下には、当基準に関連する基準として「1.4.7 小さな背景音、又は背景音なしの達成基準（達成レベルAAA）」があるが、当ガイドラインでは詳細を割愛する。「1.4.7」も、当基準同様、対象となるページは提供しないこととするため、基準を適用しないが適合することとなる。

ウ 1.4.3 コントラスト（最低限レベル）の達成基準

◆ 達成レベル：A A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、弱視の利用者がテキストを読めるように、テキストとその背景とのコントラストを十分に確保することである。

- a 太字でないテキストが18ポイント（日本語は22ポイント）未満、太字のテキストが14ポイント（日本語は18ポイント）未満の場合には、テキストと背景色は、4.5：1以上のコントラスト比を確保する。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- b 太字でないテキストが18ポイント（日本語は22ポイント）以上、太字のテキストが14ポイント（日本語は18ポイント）以上の場合には、テキストと背景色は、3：1以上のコントラスト比を確保する。

CMS 関連

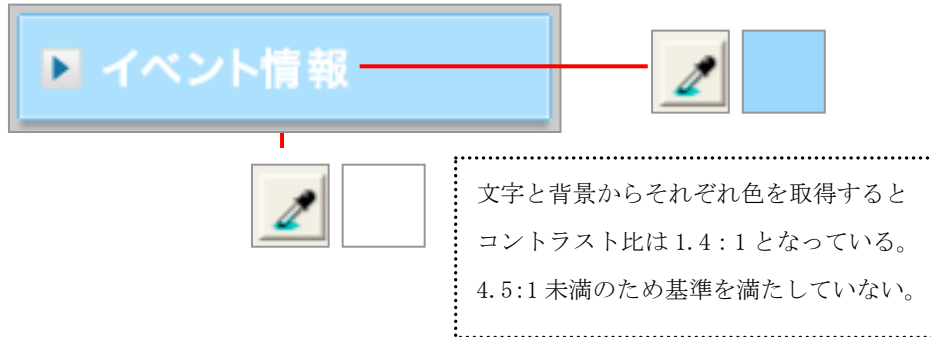
コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- c 画像化された文字を作成する場合は、コントラスト比が上記の基準を満たす画像を作成する。

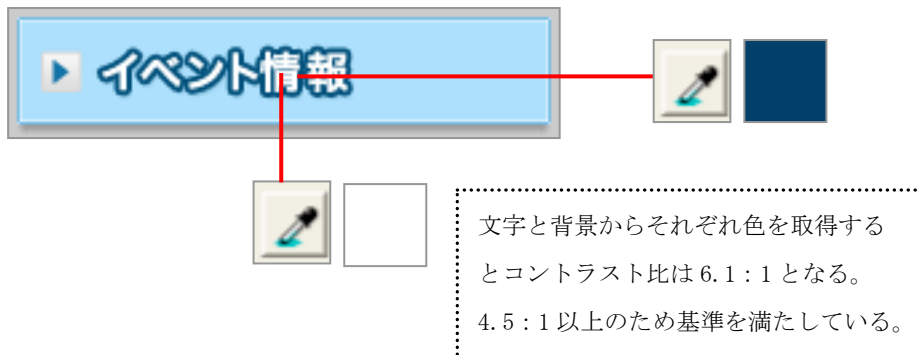
運用上のポイント

- ◆ カラー・コントラスト・アナライザーを使用し、コントラスト比が確保されていることを確認してください。（<http://web11y.jp/tools/cca/index.html>）
- ◆ なお、カラー・コントラスト・アナライザーをイントラネットパソコンで使用する場合は、必ず使用する前に「ソフトウェア導入許可申請書」を情報化推進室行政情報化推進担当へ提出し、許可を受けてから使用してください。

日本語の太字 16 ポイントの際の基準を満たさないテキストの例



日本語の太字 16 ポイントの際の基準を満たすテキストの例
文字と背景の境界線を付けることで基準を満たす画像を作成。



- d 画像化された文字であるにもかかわらず、シンボルやロゴなど、デザインの使用について文字色と背景色の使用に規定がある場合は、当基準を適用しない。

関連操作

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 画像ブロック

エ 1.4.4 テキストのサイズ変更の達成基準

◆ 達成レベル：A A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、軽度の視覚障害のある利用者が、例えば画面拡大ソフトのような支援技術を使わずにそのまま読むことができるように、テキストを問題なく拡大可能にすることである。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- a テキストサイズは、利用者が変更できるように、%や em などの相対単位で指定する。
- b テキストサイズを200%に変更しても、コンテンツの利用に支障を来さないようにする。

標準のテキストサイズの表示。



テキストサイズ 200%にしても、表示が崩れてテキストが見えなくなるなど、利用に支障を来すことがない。



オ 1.4.5 文字画像の達成基準

- ◆ 達成レベル：AA

- ◆ 基準の意図を理解する：

文字を読むときにテキストを、特定のサイズ、文字色（と背景色）、書体などへ変更することを求める利用者がいる（視覚障害、色覚障害などの理由で）。この基準の意図は、上記のような利用者に対して配慮して、必要な場合のみ画像化された文字を用いるようにすることである。なぜなら文字情報を、画像化された文字として提供してしまうと視覚的表現の変更は困難だが、テキストで提供する場合には、変更が可能だからである（ブラウザのテキストサイズ変更機能や専用 CSS の登録利用など）。

CMS 関連

当基準では画像化された文字の代替表現として、CSS を用いてテキストに視覚的効果を与えることを推奨しているが、コンテンツ製作時に任意に CSS を用いることはできないため、下記のような指針とする。なお、利用者が画像化された文字を自分の好みに合わせてカスタマイズできる場合にも画像化された文字を用いてもよいとされているが、CMSにこのような機能は備えていない。

- a 文字情報は画像化された文字ではなくできるだけテキストを用いて提供する。画像化された文字は、視覚的な効果の必然性がある場合のみ用いる。テキストを強調するなどの表現で代替できないかを検討する。

関連操作

- ◆ [ブロック入力用マニュアル](#) > [ブロック編集メニュー](#) > [新規作成](#) > [画像ブロック](#)

- ◆ [ブロック入力用マニュアル](#) > [ブロック編集メニュー](#) > [新規作成](#) > [木立ブロック](#)

4 2 操作可能の原則

(1) 2.1 キーボード操作可能のガイドライン

ア 2.1.1 キーボードの達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、可能な限り、コンテンツをキーボードで操作できるようにすることである。コンテンツがキーボードで操作可能であれば、（目と手を一緒に使う必要がある）マウスを用いることができない全盲や上肢不自由な利用者がコンテンツを操作できることになる。

JIS 規格関連

関連する基準として「2.1.2 キーボードトラップなしの達成基準」がある。

また、上位の関連基準として「2.1.3 キーボード（例外なし）の達成基準」がある。当基準では、お絵描きソフトのようなマウスの利用が必要不可欠な機能は例外としているが、「2.1.3 キーボード（例外なし）の達成基準」では例外を認めていないという違いがある。ただし、お絵描きソフトのような機能を「京都市情報館」では提供しないこととするため、当基準と「2.1.3 キーボード（例外なし）の達成基準」は同じ要件とする。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- a マウスを用いずキーボード操作だけで、リンクテキストやリンク画像の選択、情報の入力など、サイトが利用できるようにする。

運用上のポイント

- ◆ Google マップ等のキーボードで操作できないコンテンツを、CMSで作成するページに原則として掲載しないようにしてください。

イ 2.1.2 キーボードトラップなしの達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、コンテンツがページ上の一部分にキーボードのフォーカスを「閉じ込める」（移動できない）ことのないようにすることである。マウスを用いることができない利用者への配慮である（「2.1.1 キーボードの達成基準」を参照）。

JIS 規格関連

関連する基準として「2.1.1 キーボードの達成基準」と「2.1.3 キーボード（例外なし）の達成基準」がある。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- a リンクテキストやリンク画像などページ上の一部分から、キーボードのフォーカスが抜け出せないことが起きないようにする。「フォーカス」とは **tab** キーを押下することでリンクテキスト（リンク画像）や、フォームの入力欄・選択項目などを選択している状態で、フォーカス対象が強調されていることが確認できる（通常、リンクは破線囲みで強調され、フォームのコントロールは青色囲みで強調される。）。例えば、あるリンクテキストから次のリンクテキストへ移動するためには **tab** キーを続けて押下すればよいが、当基準では **tab** キーによるフォーカス移動が妨げられないことを求めている。

▶ 4. 問3で答えた理由をお教えてください。
(1000文字以内)

▶ 5. 今後、どのような情報を掲載してほしいですか？
(1000文字以内)



tab キーを 1 回押す

▶ 4. 問3で答えた理由をお教えてください。
(1000文字以内)

▶ 5. 今後、どのような情報を掲載してほしいですか？
(1000文字以内)

ウ 2.1.3 キーボード（例外なし）の達成基準

- ◆ 達成レベル：A A A
- ◆ 基準の意図を理解する：
（「2.1.1 キーボードの達成基準」と同様）

JIS 規格関連

関連する達成基準として「2.1.2 キーボードトラップなしの達成基準」がある。

また下位の関連基準として「2.1.1 キーボードの達成基準」がある。当基準では、例外を認めていないが、「2.1.1 キーボードの達成基準」では、お絵描きソフトのようなマウスの利用が必要不可欠な機能を例外として認めているという違いがある。ただし、お絵描きソフトのような機能を「京都市情報館」では提供しないこととするため、当基準と「2.1.1 キーボードの達成基準」は同じ要件とする。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

（要件については「2.1.1 のキーボードの達成基準」を参照）

(2) 2.2 十分な時間のガイドライン

ア 2.2.1 タイミング調整可能の達成基準

- ◆ 達成レベル：A
- ◆ 非適用基準：

当基準の対象となるページは提供しないこととするため、基準を適用しないが適合することとなる。
- ◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、障害のある利用者がコンテンツを操作するのに十分な時間の提供を保証することである。全盲、弱視、巧緻性障害、及び、認知能力の低下している利用者は、コンテンツの閲覧、フォームの入力といった操作に、より長い時間を必要とする場合がある。

JIS 規格関連

上位の関連基準として「2.2.3 タイミング非依存の達成基準」がある。当基準では、時間制限の解除、調整、延長といった条件があれば時間制限を設けてもよいことになっているが、「2.2.3 タイミング非依存の達成基準」では、リアルタイムのやりとり以外例外を認めていないという違いがある。ただし、時間制限を設けるページを「京都市情報館」では提供しないこととするため、当基準と「2.2.3 タイミング非依存の達成基準」はともに、基準を適用しないが適合することになる。

- a 閲覧、入力などページの利用に時間制限を設けない。

イ 2.2.2 一時停止、停止及び非表示の達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、ページの利用中に、他のことに注意をそらされないようにすることである。特に注意力欠如障害のある利用者は、点滅しているコンテンツに気を取られてしまい、ページのそれ以外の部分に集中することが困難になる。また、通常の動かないテキストを素早く読むことができない利用者（視覚障害、認知障害など）にとって、動きのあるテキストを読むことは困難を伴う。必要があって動きのあるコンテンツを提供する場合には、利用者がこれを制御できるようにする。

(ア) 動きのある、点滅する、又はスクロールするテキストや画像

- a 自動的に開始する、動きのある、点滅する、又はスクロールするテキストや画像を提供しない。
- b 提供する場合には、必ず以下のいずれかの条件を満たすこととする。
 - 5秒以内に表示の変化を停止させる。
 - 利用者が、変化する画像を一時停止、停止、又は非表示にする仕組みを提供する。

(イ) 自動更新するテキスト及び画像

- a 自動更新するテキストや画像は提供しない。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。自動更新するテキストや画像は登録できない。

関連操作

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 添付ファイルブロック

運用上のポイント

- ◆ 点滅や動きがあるアニメーションG I F画像は使用しないでください。

ウ 2.2.3 タイミング非依存の達成基準

- ◆ 達成レベル：AAA
- ◆ 非適用基準：
当基準の対象となるページは提供しないこととするため、基準を適用しないが適合することとなる。
- ◆ 基準の意図を理解する：
(「2.2.1 タイミング調整可能の達成基準」と同様)

JIS 規格関連

下位の関連基準として「2.2.1 タイミング調整可能の達成基準」がある。当基準では、リアルタイムのやりとり以外例外を認めていないが、「2.2.1 タイミング調整可能の達成基準」では、時間制限の解除、調整、延長といった条件があれば時間制限を設けてもよいという違いがある。ただし、時間制限を設けるページを「京都市情報館」では提供しないこととするため、当基準と「2.1.1 キーボードの達成基準」はともに、基準を適用しないが適合することになる。

- a 閲覧、入力などページの利用に時間制限を設けない。

エ 2.2.4 割込みの達成基準

◆ 達成レベル：A A A

◆ 非適用基準：

当基準の対象となるページは提供しないこととするため、基準を適用しないが適合することとなる。

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の「中断」の意味は、利用者のコンテンツの閲覧などを遮る意味で用いている。この基準の意図は、緊急を要する場合を除き、自動更新を行う場合には、利用者がその更新を止めることができるようにすることである。これにより、認知障害、又は注意力欠如障害のある利用者がコンテンツに集中することができるようになる。また、全盲又は弱視の利用者が、現在読んでいるコンテンツに神経を集中し続けられるようになる。

- a ページの一部あるいは全部を自動的に更新しない。

オ 2.2.5 再認証の達成基準

◆ 達成レベル：A A A

◆ 非適用基準：

当基準の対象となるページは提供しないこととするため、基準を適用しないが適合することとなる。

◆ 基準の意図を理解する：

セキュリティ上の理由により、多くのサイトが、認証後（ログイン後）何の作業もせずに一定時間が経過した後の認証に制限時間を設定している。障害のある利用者は作業を完了させるのにより長く時間がかかるので、制限時間は問題を引き起こす可能性がある。この基準は、障害を持つ利用者を含め、認証中に処理した作業を、再認証後も問題無く継続して完了できるようにすることにある。

- a 認証済のセッションが切れた場合は、再認証後でもデータを失うことなく利用者が操作を継続できるようにする。

(3) 2.3 発作の防止のガイドライン

ア 2.3.1 3回のせん（閃）光，又はしきい（閾）値以下の達成基準

- ◆ 達成レベル：A
- ◆ 非適用基準：
当基準の対象となるページは提供しないこととするため，基準を適用しないが適合することとなる。
- ◆ 基準の意図を理解する：
この基準の意図は，利用者が光過敏性による発作を引き起こすことなく，サイト上のすべてのコンテンツを利用できるようにすることである。

JIS 規格関連

上位の関連基準として「2.3.2 3回のせん（閃）光の達成基準」がある。当基準では，十分に薄暗い又は領域が十分に小さい閃光を許容しているが，「2.3.2 3回のせん（閃）光の達成基準」ではこれを認めていないという違いがある。ただし，実際に閃光の明るさやサイズを正確に測定することは困難であるため，当基準と「2.3.2 3回のせん（閃）光の達成基準」は，1秒間に3回を超えて点滅する表現を禁止するという同じ要件とする。

- a 1秒間に3回を超えて点滅するコンテンツを提供しない。

関連操作

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 添付ファイルブロック > 添付ファイルブロックの編集

運用上のポイント

- ◆ 音声・動画ファイル（wmv 等）は，CMSでは掲載することができません。音声・動画ファイルの掲載が必要となる場合は，各所属で別途サーバを確保する等，必要な対応を行ってください。

* (備考)

「2.3 発作の防止のガイドライン」配下には、当基準の上位の基準として「2.3.23 回のせん（閃）光の達成基準（達成レベルAAA）」があるが、当ガイドラインでは詳細を割愛する。「2.3.2」も、当基準同様、対象となるページは提供しないこととするため、基準を適用しないが適合することとなる。

(4) 2.4 ナビゲーション可能なガイドライン

ア 2.4.1 ブロックスキップの達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、コンテンツ内を一つずつ順を追って行き来している利用者がページのメインコンテンツへ直接移動できるようにすることである（音声読み上げソフト利用者や、キーボードのみで操作している利用者などが対象）。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- a サイト内のヘッダーに共通で提供するナビゲーションをスキップしてページ本文の先頭へ移動するリンクを、すべてのページに設ける。

ページの先頭に、繰り返し表示される共通のナビゲーションをスキップするリンクを設ける。

The screenshot shows the header of the Hamamatsu City website. At the top right, there is a navigation bar with links: '本文へ' (Main Content), 'サイトマップ' (Site Map), 'お問い合わせ' (Contact Us), and '携帯サイト' (Mobile Site). Below this is a main navigation menu with categories: 'ホーム' (Home), '街のプロフィール' (City Profile), '暮らしの情報' (Living Information), '行政情報' (Administrative Information), '事業向け情報' (Business Information), and '観光・特産' (Tourism & Specialty Products). A red box highlights the '本文へ' link, and a red arrow points from it to the 'トップ' link in the main navigation menu.

イ 2.4.2 ページタイトルの達成基準

- ◆ 達成レベル：A
- ◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、各ウェブページにその内容を示すページタイトルを付けることによって、利用者がコンテンツを見つけやすくすることである。特に、視覚障害、認知障害など障害を持つ利用者にとって、ページを読むことなくコンテンツを区別しやすくすることは多くのメリットがある。

- a すべてのページに必ず **title** 要素を指定する。

CMS 関連

コンテンツのタイトルを登録することで、自動的にその情報が **title** 要素内に挿入される。コンテンツのタイトルはシステム上は必須項目となっている。



- b そのタイトルからページの内容が想像でき、なおかつ他のページと区別できる（固有の）タイトルを提供する。複数のページで同じタイトルを指定しない。

【タイトルの付け方が適切でない例】



【タイトルの付け方が適切な例】



すべてのコンテンツにそれぞれ違ったタイトルを付ける必要がある。

- c 同一ページ内でリンク先（リンクの目的）が異なる場合には、同じリンクテキストを用いない。リンクテキストはリンクの目的を説明するものなので、利用者はリンクテキストが同じであるならばそのリンク先も同じに違いないと予測するため、混乱を与える危険がある。

関連操作

- ◆ 承認者・製作者用マニュアル > 製作者・承認者メニュー > コンテンツ制作/承認 > (各コンテンツ制作) > 基本情報
- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 見出しブロック > 見出しブロック編集

ウ 2.4.3 フォーカス順序の達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、利用者がコンテンツ内をキーボード操作により一つずつ順を追いながら行き来している場合に、コンテンツの意味に沿って情報を追いかけることができるようにすることである。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- a フォーカスの移動順序と、文書の意味の順序を一致させ、利用者に混乱を与えないようにする。

JIS 規格関連

「フォーカス」については、「2.1.2 キーボードトラップなしの達成基準」を参照。

エ 2.4.4 リンクの目的（コンテキスト内）の達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、利用者がそのリンク先へ移動したいかどうかを決めることができるように、各リンクの目的を理解しやすくすることである。可能な限り、文脈に依存せずにリンクの目的を示すリンクテキストを提供することがよいが、文脈に依存しないリンクテキストにすることでかえってわかりにくくなる場合には、文脈の中でリンク先の目的が説明できればよい。

- a リンクテキスト（リンク画像の alt 属性を含む。）は、できる限りそのページの文脈に依存することなく、リンクテキストのみで、リンク先の内容を想像できるものにする。ただし、リンクテキストのみでリンク先の内容を想像できるようにする場合、冗長になり、コンテンツの理解の妨げになることも考えられる。このような場合には、リンクテキストは、そのページの文脈から、リンク先の内容を想像できればよい。
- b 「こちら」、「ここ」など指示名詞だけのリンクテキストは利用者の混乱を招くため使わない。表現として「こちら」「ここ」を用いる場合には、「○○○○○はこちら」というリンクテキストにして、リンク先の内容を想像できるものにする。

リンクテキストが適切でない例



リンク先のページに何があるかわからない。

リンクテキストが適切な例



リンク先のページが具体的に想像できる。

関連操作

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 本文ブロック > 文章入力・リンク

オ 2.4.5 複数の手段の達成基準

- ◆ 達成レベル：A A
- ◆ 基準の意図を理解する：
この基準の意図は、利用者が自分のニーズに最も合う方法によってコンテンツを見つけることができるようにすることである。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- a サイト内のすべてのページに、検索手段として少なくとも以下の 2 つを提供する。
 - サイトマップへのリンク
 - サイト内検索ボックス

カ 2.4.6 見出し及びラベルの達成基準

◆ 達成レベル：AA

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、ページにどんな情報があるのか、及びその情報がどのように構成されているのかを、利用者が理解しやすくすることである。見出しが明快に内容を説明していれば、利用者はそのページ内で自分の探している情報をより容易に見つけことができる。また、利用者はコンテンツ内の様々な部分間の関係性をより容易に理解することができる。

- a そのページにどのような情報があるのか、そしてその情報がどのように構成されているかを理解しやすくするように、わかりやすい見出しを提供する。

CMS 関連

本文中に見出しがひとつも存在しない場合、警告を出し、見出しの必要性の再検討を促す。

- b フォームにおいては、入力や選択などフォームの利用を容易にするように、わかりやすいラベル（入力欄や選択欄の名称）を提供する。

JIS 規格関連

関連基準として「1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準」の項目「フォーム」、「3.3.2 ラベル又は説明の達成基準」の項目「フォームのラベル」も参照。

- c サイト内検索を実行するボタンや、テキストサイズを変更するボタン等は、その機能をわかりやすく表現したラベル（ボタンの名称）を提供する。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

関連操作

- ◆ ブロック入力用マニュアル > ブロック編集メニュー > 新規作成 > 見出しブロック > 見出しブロック編集
- ◆ マルチフォームマニュアル > マルチフォームの製作/承認 > マルチフォームの作成 > 設問項目の作成 > 設問の追加

キ 2.4.7 フォーカスの可視化の達成基準

- ◆ 達成レベル：A A
- ◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、キーボードのフォーカスの表示が視覚的に確認できるようにすることである。これによって、キーボードだけで操作している利用者が、選択している構成要素（リンクテキストやフォームのコントロールなど）を視覚的に常時確認できるようになる。特に、注意力欠如障害、短期記憶の障害のある利用者にとって、フォーカスを見つけやすくすることは重要である。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

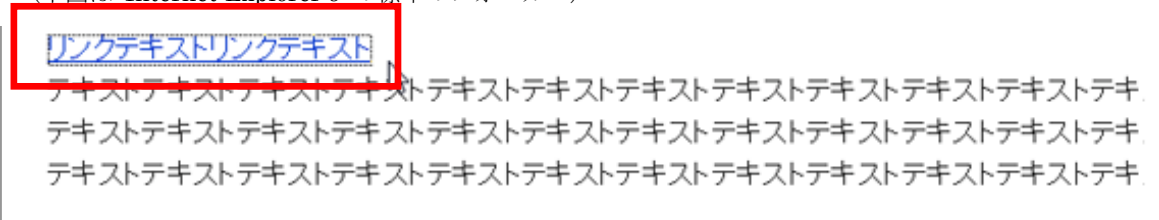
- tab キーを操作し、ページ内のリンクテキストやリンク画像、フォームのコントロール（入力欄や選択欄）が選択された際、それらが選択されたことが視覚的に確認できるようにする。

JIS 規格関連

「フォーカス」については、「2.1.2 キーボードトラップなしの達成基準」を参照。

tab キーでページを操作した際、リンクテキストやリンク画像、フォームのコントロールが強調される。

（下図は Internet Explorer 9 の標準のフォーカス）



ク 2.4.8 現在位置の達成基準

◆ 達成レベル：A A A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、短期記憶の障害がある、又は集中力が長く持たない利用者がサイトの中で自分のいる位置を確認することができ、関連する情報を見つけることができるようにすることである。また、ウェブ検索や外部サイトからのリンク等でそのページにダイレクトに辿り着いた利用者にとっても、現在位置の情報は重要である。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- a トップページを除くすべてのページに、現在位置を示した階層ナビゲーション（「パンくずリスト」「トピックパス」等と称される）を設置する。
- b すべてのページにサイトマップへのリンクを設置する。

ページの先頭に必ず「サイトマップ」へのリンクが表示されている。



[トップ](#) > [暮らしの情報](#) > [生涯学習とスポーツ](#) >

サイト内の階層で現在位置を示す「パンくずリスト」を自動的に表示する。

5 3 理解可能の原則

(1) 3.1 読みやすさのガイドライン

ア 3.1.1 ページの言語の達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、ブラウザが自然言語によるコンテンツを正しく提示するために必要な情報を、コンテンツ製作者がページで適切に提供するようにすることである。ブラウザは、ページの言語が示されていれば、テキストをより正確に描画することができる。また音声読み上げソフトも、正しい読み上げを行うことができる。

JIS 規格関連

関連する基準として「3.1.2 一部分の言語の達成基準」がある。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- a `html` 要素の `lang` 属性として、そのページで使用する主たる言語を指定する。日本語サイトでは言語コード「`ja`」を指定する。

イ 3.1.2 一部分の言語の達成基準

- ◆ 達成レベル：A A
- ◆ 非適用基準：

当基準の対象となるページは提供しないこととするため、基準を適用しないが適合することとなる。
- ◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、複数の言語で書かれているコンテンツをブラウザ（音声読み上げソフト等を含む。）が正しく提示するために必要な情報を、コンテンツ製作者がページで適切に提供するようにすることである。

JIS 規格関連

関連する基準として「3.1.1 ページの言語の達成基準」がある。

CMS 関連

運用方針として多言語が混在するページは作成しないこととするため、原則的には考慮は不要。なお、システム上は、見出し、本文などコンテンツの表示要素ごとに任意に lang 属性を指定することはできない。

- a ページ内で日本語以外の言語が現れる場合には、該当箇所の要素の lang 属性で言語コードを指定する。ただし、固有名詞、技術用語、すぐ前後にあるテキストの一部になっている単語や語句は除く。

運用上のポイント

- ◆ 日本語以外の多言語が混在するページは作成しないようにしてください。

(2) 3.2 予測可能のガイドライン

ア 3.2.1 フォーカス時の達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、状況の変化が予期せず起こる可能性を少なくすることによって、視覚障害や認知障害のある利用者に配慮することにある。

JIS 規格関連

関連する基準として「3.2.2 入力時の達成基準」「3.2.5 要求による変化の達成基準」がある。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- a リンクテキストやフォームのコントロール（入力欄や選択欄）がフォーカスされただけで、自動的に状況の変化が起きないようにする。ここでいう「状況の変化」とは、大きな変化が起こるにも関わらず、利用者が気づかない恐れがあったり、視覚障害等のためにページ全体を一度に見ることのできない利用者を混乱させる恐れのある変化を指す。具体的には次のとおり。

- 「送る」ボタンがフォーカスされただけで送信してしまうフォーム
- フォーカスされただけで他のページへ遷移するリンクテキスト

JIS 規格関連

「フォーカス」については、「2.1.2 キーボードトラップなしの達成基準」を参照。

イ 3.2.2 入力時の達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、フォームなど利用者の操作によってコントロール（入力欄・選択欄）の状態が変化するコンテンツを、より予測可能にすることによって、障害のある利用者に配慮することにある。予期しない状況の変化によって、視覚障害や認知障害のある利用者は非常に混乱し、コンテンツを利用できなくなってしまうようにする。

JIS 規格関連

関連する基準として「3.2.1 フォーカス時の達成基準」「3.2.5 要求による変化の達成基準」がある。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- a フォームにおいて、意図的な操作をすること無しに、利用者が予測できない状況の変化を起こさないようにする。利用者は、例えば、テキストボックスにテキストを入力する、ラジオボタンやチェックボックスの選択肢を選択する等、ユーザインターフェース要素の設定を変更することができるが、このとき利用者が予測できない状況の変化を起こしてはならない。具体的には以下のとおりである。
- 最後のコントロール（入力欄又は選択欄）に入力すると（送信ボタンを押下しないのに）、自動的にフォームを送信し、事前の予告なしに新しいコンテンツへ遷移している。
 - ラジオボタン、チェックボックス、又はセレクトリストの選択肢を選択すると、事前の予告なしに新しいウィンドウを開いてコンテンツを表示する。

ウ 3.2.3 一貫したナビゲーションの達成基準

◆ 達成レベル：A A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、繰り返し用いられているナビゲーションリンクをサイトの各ページで同じ順序で提示することによって、利用者が各ページのどこにそれがあるのかを予測可能とし、快適に利用できるようにすることにある。これは、視覚障害や認知障害のある利用者にも役立つ。

CMS 関連

システムが自動的に基準を達成しているため、コンテンツ作成時の操作は不要。

- a ヘッダーやフッターなど、サイト全体で共通に提供するナビゲーションは、同一レイアウト上に同じ順序で配置する。

ページが変わっても共通のナビゲーションは変わらない。



エ 3.2.4 一貫した識別性の達成基準

◆ 達成レベル：A A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、サイト内で繰り返して表示される機能的な構成要素を一貫して識別できるようにすることである。全く同じ機能が、ページによって異なるラベル（名称）を付けられていると、そのサイトはかなり使いづらいものになってしまう。特に、全盲又は認知能力の低下している利用者にとっては、混乱のもとであり、認知的負荷を増大させてしまうことがある。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- a ヘッダーやフッターなど、サイト全体で共通に提供するリンク等の機能（サイトマップへのリンク、トップページへ戻るリンク、サイト内検索ボックスなど）は、ラベル（名称）や、視覚的な表現をサイト内で統一する。

オ 3.2.5 要求による変化の達成基準

◆ 達成レベル：A A A

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、状況の変化は利用者の要求によってだけ生じることを原則とするが、状況の変化が起こる場合にはそれを利用者が完全に制御できるようにすることである。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

JIS 規格関連

関連する基準として「3.2.1 フォーカス時の達成基準」「3.2.2 入力時の達成基準」がある。

- a ページの全体あるいは一部の自動更新を行わない。
- b 他のページへのリダイレクト（転送）を行わない。ただし、URL 変更などの理由でやむを得ずリダイレクトを行う場合には、利用者に混乱を与えない（リダイレクトしたことがわからない）方法でリダイレクトを行うことを認める。
- c 予告無しに、ページを新しいウィンドウで開くリンク設定としない。

(3) 3.3 入力支援のガイドライン

ア 3.3.1 エラーの特定の達成基準

- ◆ 達成レベル：A
- ◆ 基準の意図を理解する：
この基準の意図は、利用者がエラーの発生に気づき、何が誤っていたのかをわかるようにすることである。

CMS 関連

システムが自動的に基準を達成しているため、コンテンツ作成時の操作は不要。

JIS 規格関連

当基準を含む「3.3 入力支援のガイドライン」配下の基準3.3.1～3.3.6は、すべて関連性がある。

- a フォームで入力エラーを自動的に発見した場合は、エラーとなっている箇所を特定し、そのエラーの内容を説明する。具体的には以下のような対応が必要となる。
 - 必須項目が未入力の場合、その箇所を説明するテキストを提供する。
 - 特定の形式（全角文字又は半角文字の指定等）や、特定の値の入力が求められる項目に、誤った入力が行われた場合、その箇所とエラー内容を説明するテキストを提供する。

入力画面。必須項目を入力していない。

▶ 1. あなたの性別は？
(必須)
 男性 女性

▶ 2. あなたのご住所は？
(必須)
 浜大津市内 滋賀県内 その他

▶ 3. リニューアルしたホームページの満足度をお教えてください。
(必須)
 非常に満足 満足 普通 不満 非常に不満



必須項目を未入力のまま確認しようとする時、エラー画面で誤っている箇所を指摘する。

エラー

以下の内容を参照して前の画面に戻ってください。

【2】 は必須項目なので、入力または選択をしてください。
【3】 は必須項目なので、入力または選択をしてください。

[戻る](#)

イ 3.3.2 ラベル又は説明の達成基準

◆ 達成レベル：A

◆ 基準の意図を理解する：

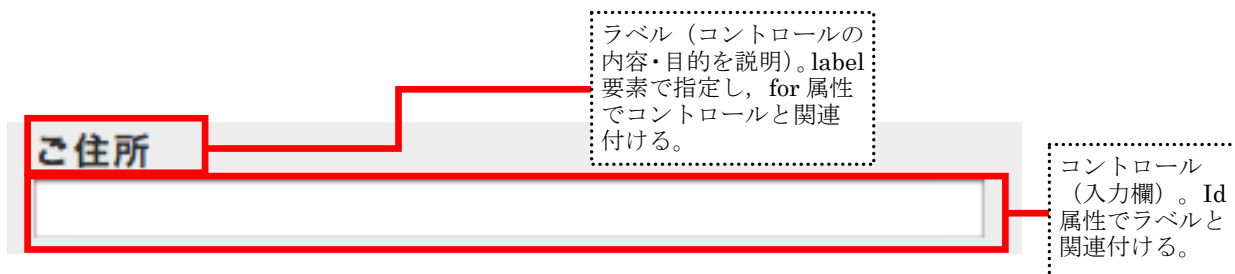
この基準の意図は、利用者が入力を求められた際に、ミスをしないようにすることである。ミスをしないようにするためには、情報を入力するためのシンプルな説明文と手がかりを提供する必要がある。

JIS 規格関連

当基準を含む「3.3 入力支援のガイドライン」配下の基準3.3.1～3.3.6は、すべて関連性がある。

(ア) フォームのラベル

- a ラベル（入力欄や選択欄の名称）は label 要素で指定したうえで、label 要素の for 属性を用いて、対応するコントロール（テキストボックス等の入力欄や、ラジオボタン等の選択欄）の input 要素等の id 属性との関連付けを行う。



CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- b コントロールの目的を表すラベルを提供する。（「1.1.1 非テキストコンテンツの達成基準」の項目「フォーム」の図を参照。）
- c コントロールがチェックボックス又はラジオボタンの場合（Input 要素の type 属性が checkbox 又は radio の場合）、label 要素は input 要素の後に配置する。

CMS 関連

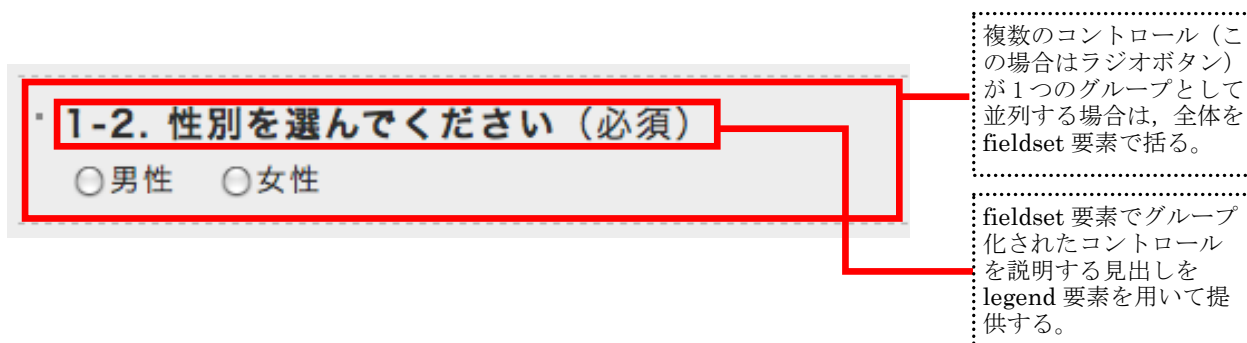
コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- d キーワード検索の入力ボックスのように、視覚的に目的が明確で、ラベルを表示することにより、冗長になる、又はかえってわかりにくくなることが想定される場合は、label 要素を用いず、入力ボックス (input 要素の) title 属性を用いてコントロールの目的を説明する。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- e 複数のコントロール (テキストボックスやラジオボタン等) が、1つのグループとして並列で提供される場合は、fieldset 要素及び legend 要素を用いて、複数のコントロールがひとまとまりのグループであることを示すとともに、そのグループの名称を提供する。



CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- (イ) フォームの入力方法の説明
- a 入力に制約がある場合は、必ず入力欄の「前に」説明を表記する。具体的には、以下のような制約が挙げられる。
- 必須
 - 最大文字数
 - カタカナ, ひらがな
 - 全角, 半角
 - 大文字, 小文字

CMS 関連

入力の制約などは、自動的に入力欄の前に表示される。

入力に関する説明が足りないため改善が必要な例

観光に関するアンケートを実施中です！！

- ▶ 1.住所

- ▶ 2.郵便番号

- ▶ 3.メールアドレス

- ▶ 4.観光に関するご意見をどうぞ

必須の有無や、郵便番号・メールアドレスの半角全角がわからないため、利用者が入力エラーをしやすくなる。

入力に関する説明を適切に記述した例

観光に関するアンケートを実施中です！！

- ▶ 1.住所
(必須)

- ▶ 2.郵便番号
(必須。半角英数(記号))

- ▶ 3.メールアドレス
(10文字以上100文字以内。半角英数(記号))

- ▶ 4.観光に関するご意見をどうぞ
(必須。1200文字以内)

関連操作

- ◆ マルチフォームマニュアル > マルチフォームの製作/承認 > マルチフォームの作成 > 設問項目の作成 > 設問項目の作成

ウ 3.3.3 エラー修正の提案の達成基準

- ◆ 達成レベル：A A
- ◆ 基準の意図を理解する：
この基準の意図は、可能であれば、利用者が入力エラーを修正するのに適切な修正方法を入手できるようにすることである。

JIS 規格関連

JIS 関連：当基準を含む「3.3 入力支援のガイドライン」配下の基準 3.3.1～3.3.6 は、すべて関連性がある。

CMS 関連

システムが自動的に基準を達成しているため、コンテンツ作成時の操作は不要。

- a 下記以外の項目については「3.3.1 エラーの特定の達成基準」を参照。
- b フォームで入力エラーを自動的に発見した場合、修正方法が明らかであれば、その方法を説明するテキストを提供する。

エラー画面でエラー箇所の修正方法が記述されている。

エラー

以下の内容を参照して前の画面に戻ってください。

- 【2】** は半角英数(記号)で入力してください。
- 【3】** は半角英数(記号)で入力してください。
- 【4】** は1200文字以内で記入してください。

[戻る](#)

エ 3.3.4 エラー回避（法的、金融及びデータ）の達成基準

◆ 達成レベル：AA

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、障害のある利用者が、元の状態に戻すことのできない作業をする際、ミスによって招かれる重大な結果を、未然に防ぐことができるようにすることである。

JIS 規格関連

当基準を含む「3.3 入力支援のガイドライン」配下の基準3.3.1～3.3.6は、すべて関連性がある。

また、上位の関連基準として「3.3.6 エラー回避（全て）の達成基準」がある。当基準では、金銭的取引など対象となるフォームを限定しているが、「3.3.6 エラー回避（全て）の達成基準」では、対象をすべてのフォームとしている点に違いがある。

- a 利用者にとって法的な義務もしくは金銭的な取引が生じる、利用者が自分で制御可能なデータ・ストレージ・システム上のデータを変更もしくは削除する、又は利用者が試験の回答を送信するウェブページでは、次に挙げる事項のうち、少なくとも1つを満たしている。
- 取消：送信した内容を利用者が取り消すことができる。
 - チェック：利用者が入力したデータの入力エラーをチェックし、利用者に修正する機会を提供している。
 - 確認：送信を完了する前に、利用者が情報の点検、確認及び修正ができる。

オ 3.3.5 ヘルプの達成基準

◆ 達成レベル：AAA

◆ 基準の意図を理解する：

この基準の意図は、利用者がミスをしなないようにすることである。障害のある利用者は、障害のない利用者よりもミスをする可能性が高いことに配慮する。

JIS 規格関連

当基準を含む「3.3 入力支援のガイドライン」配下の基準3.3.1～3.3.6は、すべて関連性がある。

- a フォームのラベル（入力欄・選択欄の名称）が、入力・選択の説明として不十分な場合には、次のような方法でヘルプを提供する。入力に制約がある場合は、必ず入力欄の「前に」説明を表記する。具体的には、以下のような制約が挙げられる。
- 必須
 - 最大文字数
 - カタカナ、ひらがな
 - 全角、半角
 - 大文字、小文字

CMS 関連

入力の制約などは、自動的に入力欄の前に表示される。

- b 入力方法を説明するページへのリンクを設ける。

関連操作

◆ マルチフォームマニュアル > マルチフォームの製作/承認 > マルチフォームの作成 > 設問項目の作成 > 設問項目の作成

カ 3.3.6 エラー回避（全て）の達成基準

- ◆ 達成レベル：AAA
- ◆ 基準の意図を理解する：
（「3.3.4 エラー回避（法的、金融及びデータ）の達成基準」と同様）

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

JIS 規格関連

当基準を含む「3.3 入力支援のガイドライン」配下の基準3.3.1～3.3.6は、すべて関連性がある。

また、下位の関連基準として「3.3.4 エラー回避（法的、金融及びデータ）の達成基準」がある。当基準では、対象をすべてのフォームとしているが、「3.3.4 エラー回避（法的、金融及びデータ）の達成基準」では、金銭的取引など対象となるフォームを限定している点に違いがある。

- a すべてのフォームにおいて、次に挙げる事項のうち、少なくとも一つを満たしている。
- 取消：送信した内容を利用者が取り消すことができる。
 - チェック：利用者の入力したデータの入力エラーをチェックし、利用者に修正する機会を提供している。
 - 確認：送信を完了する前に、利用者が情報の点検、確認及び修正ができる。

確認画面の例。送信前に質問項目と入力内容が確認できる。

送信する内容を確認してください。

▶ 1.あなたの性別は？（必須）

男性

▶ 2.あなたのご住所は？（必須）

滋賀県内

▶ 3.リニューアルしたホームページの満足度をお教えてください。（必須）

非常に満足

▶ 4.問3で答えた理由をお教えてください。（1000文字以内）

見やすくなりました。

▶ 5.今後、どのような情報を掲載してほしいですか？（1000文字以内）

イベント情報を充実させてほしい。

送信

前の画面に戻る

6 4 堅ろう（牢）（Robust）の原則

（1） 4.1 互換性のガイドライン

ア 4.1.1 構文解析の達成基準

- ◆ 達成レベル：A
- ◆ 基準の意図を理解する：
この基準の意図は、ブラウザ以外のソフト、例えば音声読み上げソフト等を用いても、コンテンツを正確に解釈して解析できるようにすることである。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- a マークアップ言語を正しく用いる。以下に要件の一部を列挙する（以下にあげる以外に多数の要件がある）。
 - 要素は仕様に準じた入れ子になっている。
 - 完全な開始タグ及び終了タグがある。
 - 要素には重複した属性がない。
 - どの ID 属性も一意的。

- b 以下のサービスを利用し、エラーが表示されないことを確認する（ただし、古いブラウザの表示補正など、やむを得ない場合には、例外を許可する。）。
 - HTML の検査
W3C Markup Validation Service (<http://validator.w3.org/>)
 - CSS の検査
W3C CSS 検証サービス (<http://jigsaw.w3.org/css-validator/>)

イ 4.1.2 名前 (name), 役割 (role) 及び値 (value) の達成基準

- ◆ 達成レベル : A
- ◆ 基準の意図を理解する :

この基準の意図は、ブラウザ以外のソフト、例えば音声読み上げソフト等を用いても、フォームなど利用者の操作によってコントロール（入力欄・選択欄）の状態が変化するコンテンツを正確に解釈して解析し、利用できるようにすることである。

CMS 関連

コンテンツ作成時の配慮は不要。システムが自動的に基準を達成するため。

- a HTML は仕様に準拠しており、標準的なコントロール（入力欄・選択欄）とリンクを持っている。
- b この達成基準は、主に独自のユーザインタフェースコンポーネントを開発したりスクリプトを書いたりするコンテンツ製作者に向けたものである。該当する機能を提供する場合には、下記ページを参照する等して必要な要件を満たすようにする。
 - WCAG2.0 解説書
<http://waic.jp/docs/UNDERSTANDING-WCAG20/Overview.html>
 - Understanding WCAG 2.0 (Editors' Draft)
<http://www.w3.org/WAI/GL/UNDERSTANDING-WCAG20/>
 - WCAG2.0 実装方法集
<http://waic.jp/docs/WCAG-TECHS/Overview.html>
 - Techniques for WCAG 2.0 (Working Group Note)
<http://www.w3.org/TR/WCAG20-TECHS/>

「京都市情報館」におけるホームページの考え方 (サイトポリシー)

京都市の公式ホームページ「京都市情報館」は、市民の皆さんをはじめとするあらゆる利用者のニーズに沿った、迅速かつ豊富な市政情報の提供を行うとともに、だれにでも使いやすくわかりやすいホームページを目指し、次のような考え方で運営しています。

1 使いやすいホームページを目指します。(ユーザビリティへの配慮)

必要な情報が容易に入手できるように、利用する側の視点に立って、情報の探しやすさなど、ホームページの使いやすさ(ユーザビリティ)の向上に努めます。

(取組例)

- ・ 幅広い行政情報をわかりやすく分類するとともに、キーワード検索や位置情報提供(ナビゲーション)機能を充実することで、目的のページにスピーディーにたどり着けるよう配慮します。
- ・ 通信速度の遅い回線を使っている方でも画面表示が遅くならないように、画像やファイル等の容量をできるだけ小さくするなど、閲覧しやすいページ的设计に努めます。

2 だれもが同じように利用できるホームページを目指します。(アクセシビリティへの配慮)

障害の有無や年齢などに関係なく、だれもが同じように利用できる(アクセシブルな)ホームページづくりに努めます。

(取組例)

- ・ ホームページの内容を音声で読み上げるソフトを使っている方のために、画像等に代替テキストを付けるなど、正確に情報が伝達できるようにします。
- ・ 小さい文字が見にくい方のために、文字を自由に拡大して見ることができるようになります。
- ・ 文字が読みやすいように、文字の色と背景色の組み合わせなどを考慮します。

「京都市情報館」における個人情報の取扱いについての考え方 (プライバシーポリシー)

京都市の公式ホームページ「京都市情報館」では、御利用いただく皆さんの個人情報がプライバシーを構成する重要な情報であることを深く認識し、安心して利用していただけるホームページづくりに努めます。

1 「京都市情報館」に搭載する個人情報について

「京都市情報館」には、本市が公益性があると認めたものを除き、原則として個人情報は搭載しません。

2 利用される方の個人情報について

(1) 「京都市情報館」の閲覧に当たって

通常、利用される方のいかなる情報も提供していただくことなく、御利用いただけます。ただし、よりよい市政の実現や「京都市情報館」のサービス向上のために、パブリックコメントや市民公募委員の募集等において、応募していただく方に氏名やメールアドレス等の提供をお願いする場合があります。この場合、氏名やメールアドレスについては、返信や本人確認のためのみに使用させていただき、これらの目的以外には一切使用しません。

(2) 通信記録（アクセスログ）について

本市のサーバ上に記録されたアクセスログについては、利用動向の調査（例えば、アクセス数の集計）など、「京都市情報館」のよりよい運営のために使用することはありますが、これにより個人を特定することには使用しません。しかし、悪質ないたずらや犯罪等で裁判所や警察等の公的機関から、法令に基づいた情報提供を求められた場合はこの限りではありません。

(3) Google Analytics の利用について

京都市情報館では、サイトの利用状況を把握するために Google Analytics を利用しています。Google Analytics は、クッキーを利用して利用者の情報を収集します。Google Analytics の利用規約及びプライバシーポリシーに関する説明については、Google Analytics のサイトをご覧ください。なお、Google Analytics のサービス利用による損害については、京都市は責任を負わないものとします。

(4) リンク先（第三者のサイト）について

「京都市情報館」を通じてアクセスできる第三者のサイト（リンク先）は、本市とは別に、独自のプライバシー保護や個人情報の収集に関する規程を定めています。本市はこれら第三者のサイトが行う個人情報の取扱いに対しては、いかなる義務や責任も負いかねます。

3 その他の個人情報の取扱いについて

本市の「個人情報保護制度」を遵守します。

「京都市情報館」における著作権・リンク等についての考え方

＜著作権についての考え方＞

- 1 京都市の公式ホームページ「京都市情報館」に掲載している内容（文章、写真、イラストなど）に関する著作権は、原則として京都市に帰属します。また、一部の画像等の著作権は、京都市以外の原作者が所有していますが、その場合、著作者等に許可を得ています。
- 2 当ホームページの内容について、「私的使用のための複製」や「引用」など著作権法上認められた場合を除き、無断で複製・転用することはできません。

＜「京都市情報館」へのリンクについての考え方＞

- 1 京都市の公式ホームページ「京都市情報館」へのリンクは原則自由です。
ただし、リンクを希望される方又はすでにリンクしている方のホームページの内容や、リンクの方法などが、
 - (1) 公序良俗に反するもの
 - (2) 第三者に損害を与えるもの
 - (3) 本市に損害を与え、又は、本市の信用を失墜させるもの

と本市が判断した場合は、リンクをお断りすることがありますのであらかじめ御了承ください。

- 2 「京都市情報館」へリンクしている他の団体又は個人によるホームページの内容については、京都市が推奨するものではなく、京都市はいかなる責任も負わないものとします。

＜準拠法及び管轄裁判所＞

京都市の公式ホームページ「京都市情報館」の利用については、日本国の法令に準拠するものとします。また、「京都市情報館」にかかわるすべての紛争については、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とします。

用語解説

- **HTML**
ウェブ公開する文書（ドキュメント）を記述するための言語。HyperText Markup Language（ハイパーテキスト・マークアップ・ランゲージ）の頭文字を取った略称。
- **CSS**
HTML を視覚的にどのように表示するかを指示する仕様の1つ。Cascading Style Sheets（カスケーディング・スタイル・シート）の頭文字を取った略称。
- **title 要素**
最も重要な要素であり、その HTML 文書の表題（タイトル）を提供するための要素。
- **h 要素**
見出しを提供するための要素。HTML の仕様上、見出しのレベルとしては h1 から h6 までが存在する。
- **箇条書きの要素 ul と ol**
ul 要素は、項目を並列的に列挙する箇条書きリストを提供するための要素。
ol 要素は、序列・順番を示す番号順リストを作成するための要素。
- **strong 要素**
本文中の語句を強調する目的で使用する要素。
- **br 要素**
文章や、連続する画像などを強制的に改行表示する目的で使用する要素。
- **img 要素**
画像を提供するための要素。
- **alt 属性**
画像の代替情報を提供するための属性。
- **caption 要素**
表のタイトルを提供するための要素。

- **th 要素と td 要素**
th 要素は、表の見出しに該当するセルを提供するための要素。
td 要素は、表のデータに該当するセルを提供するための要素。
- **scope 属性**
表の見出しセルとデータセルを関連付けるための属性。
- **summary 属性**
表の概要を提供するための属性。
- **label 要素**
フォームにおける、入力欄・選択欄の説明を提供するための要素。
- **input 要素**
フォームにおける、入力欄・選択欄を提供するための要素。
- **em**
em とは、タイポグラフィの分野で用いられる長さの単位のひとつで、現在使用しているフォントサイズを基準とした単位のことである。**em** は多くの場合、CSS において文字のレイアウトを指定するための単位として用いられる。
- **チェックボックスとラジオボタン**
選択欄の表示方法のひとつ。チェックボックスは複数選択の選択欄に、ラジオボタンは単一選択の選択欄に用いられる。
- **Java Script**
プログラミング言語（スクリプト言語）。ユーザインターフェースの開発に用いられる。よく見られる簡単な事例としては、画像にマウスを合わせたときにその画像を変化させる、といった使用目的がある。
- **キャプション**
音声で情報を提供する際の代替情報のひとつ。コンテンツを理解するうえで必要な発話以外を含めた音声情報を伝える字幕スーパー等の視覚的な情報。
*本ガイドラインでは J I S 規格独自の定義に従って用いている。カタカナで「キャプション」と記されている場合は、ここで定義する音声情報の代替と理解すること。別途定義している「**caption 要素**」とはまったく別の用語であることに注意。